【手数料を納付書で支払う場合】

火薬庫設置等（新規）許可申請について

１　火薬庫を設置するには都道府県知事の許可が必要です。

火薬庫を設置しようとする者は、貯蔵する火薬類の区分ごとに定める火薬庫について、技術上の基準を満たしたうえで、火薬庫を設置しようとする１０日前までに都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、既に設置されている火薬庫を移転する場合も、新たに火薬庫を設置するのと同様の手続きを行ってください

２　火薬庫の種類

|  |  |
| --- | --- |
| 貯蔵火薬類の区分 | 火薬庫 |
| 火薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、実包、空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード | 一級火薬庫 |
| 火薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード | 二級火薬庫 |
| 火薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。）、爆薬（信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。）及び火工品（信号焔管、信号火せん及び煙火を除く。） | 三級火薬庫 |
| 無煙火薬 | 水蓄火薬庫 |
| 実包及び空包 | 実包火薬庫 |
| 火工品（信号焔管、信号火せん及び煙火を除く。） | 一級火薬庫 |
| 工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、導火管、導火管付き雷管その他火工品であって経済産業大臣が告示で定めるもの | 二級火薬庫 |
| トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロアミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする爆薬 | 水蓄火薬庫 |
| 信号焔管及び信号火せん | 一級火薬庫 |
| 信号焔管及び信号火せん | 三級火薬庫 |
| 煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬 | 一級火薬庫 |
| 信号焔管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬 | 煙火火薬庫 |
| がん具煙火（爆発音を出すことを主とするものを除く。） | がん具煙火貯蔵庫 |
| 導火線、電気導火線及び導火管 | 導火線庫 |

３　手続きに必要な書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 書類 | 部数 | 備考 |
| 火薬庫設置等許可申請書（様式第７） | 1 | 控えが必要な時は、副本とともに２部提出すること。 |
| **鳥取県が発行する手数料納付書の支払後の控え** | 1 | **右端の「納税証明書＜納付済証＞」の部分を申請書の裏側に貼り付ける。**  **（詳細は下記４を参照）** |
| 火薬庫工事設計明細書 | 1 |  |
| 火薬庫の位置及び付近の  状況図 | 1 | 一級火薬庫及び二級火薬庫については、火薬庫から半径600ｍ以内の保安物件について、三級火薬庫については、火薬庫から半径100ｍ以内の保安物件について、それぞれ距離を明示して記入すること。 |
| 火薬庫の配置図 | １ | 土提、避雷針を含む。 |
| 火薬庫の構造図 | １ | 平面、正面、側面、断面、天井伏図、基礎伏図及び外扉の構造等の図面を含む。 |
| 火薬類の収納図 | １ | 火薬類を庫内にどのように置くのか具体的に図示してください。 |
| 土地所有者の承諾書 | １ | 火薬庫の設置場所が第三者の所有に係る場合。 |
| 消防局長の火薬庫設置に  対する同意書 | １ | 設置場所を所管する消防局長。 |
| 製造保安責任者等選任（解任）届（鳥取県様式第３号） | １ | 履歴書及び免状の写しを添付すること。 |
| 警鳴装置の設置、配線図及びその機構に関する説明書 | １ |  |

４　手数料（鳥取県が発行する納付書で納付してください。）

○手数料：1件につき**73,000円**

○納付書の入手に当たっては、県ホームページ「火薬類関係の申請様式」から**「納付書送付依頼書」をダウンロードして記入の上、下記申請先にファクシミリ又はメール送信**ください。（折り返し郵送します。）

○県ホームページ「火薬類関係の申請書様式」に掲載されている「納付書による支払時の注意事項」を参照の上、手数料を支払いください。

○支払後の納付書の控えのうち、**右端の「納税証明書＜納付済証＞」を切り取って申請書の裏側に貼り付け**てください。

**＜注意事項＞**

・その年度に発行された納付書はその年度内（３月３１日まで）しか使用できません。

**４月１日以降に支払う場合は新年度の納付書を使用**ください。

・納付書を送付するまで１週間程度を要する場合がありますので、お急ぎの場合はバーコード付き申請書（県ホームページ「火薬類関係の申請書」からダウンロードできます。）又は電子申請サービスを利用ください。

５　申請の方法

申請に必要な書類を、次の申請先に郵送し、又は持参してください。

|  |
| --- |
| 鳥取県危機管理局消防防災課  〒６８０－８５７０  　鳥取市東町一丁目２７１番地  　電話　０８５７－２６－７０６３  　ファクシミリ　０８５７－２６－８１３９  　電子メール　shoubou@pref.tottori.lg.jp |

様式第７（規則第１３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| ×整 理 番 号 |  |
| ×審 査 結 果 |  |
| ×受　理　日 | 年　　月　　日 |
| ×許 可 番 号 |  |

火薬庫設置等許可申請書

年　　月　　日

　鳥　取　県　知　事　様

（代表者）氏名

|  |  |
| --- | --- |
| 名　　　　　　　　称 |  |
| 事務所所在地(電話) |  |
| 職　　　　　　　　業 |  |
| (代表者) 住所氏名 |  |
| 火薬庫所在地(電話) |  |
| 火薬庫の種類及び棟数 |  |
| 貯蔵火薬類の種類及び  その最大貯蔵量 |  |
| 設備、移転、変更の別  （移転又は変更の場合にはその理由） |  |
| 備　　　　　　　 　考 |  |

　別紙添付書類　火薬庫工事設計明細書

　備考　１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

　　　　２　×印の欄は、記載しないこと。

３　移転または変更の場合には、新旧を併記すること。

　　　　４　２級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。